第5期大泉町障害福祉計画 及び

第1期大泉町障害児福祉計画

平成 3 0 年 3 月 大 泉 町

目次

第1章	計画の策定にあたって	1
第 1	節 計画策定の概要	1
1	計画策定の趣旨と法的根拠	1
2	2 計画の期間	2
3	3 計画の位置づけ	2
第2	2節 計画策定の背景	3
1	障害者を取り巻く状況	3
2	2 法改正への対応	4
3	3 サービスの体系	6
第3	3節 サービスの利用状況	7
1	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援の利用状況	7
2	2 障害児支援サービスの利用状況	10
3	3 その他のサービスの利用状況	11
第2章	計画の基本的な考え方	12
第1	節 基本理念	12
第2	2節 基本方針	13
第3	3節 2020(平成32)年度の数値目標	13
1	障害者数の推計	13
2	2 2020 (平成32) 年度の数値目標	14
第3章	サービス必要量の見込み	17
第1	節 サービス区分	17
第2	!節 訪問系サービス	18
1	訪問系サービスの内容	18
2	2 訪問系サービスの見込量	18
3	3 訪問系サービス見込量の確保策	19
第3	3節 日中活動系サービス	19
1	日中活動系サービスの内容	19
2	2 日中活動系サービスの見込量	22
3	3 日中活動系サービス見込量の確保策	22
第4	節 居住系サービス	23
1	居住系サービスの内容	23
2	2 居住系サービスの見込量	24
3	3 居住系サービス見込量の確保策	24
第5	5節 相談支援	25
1	相談支援の内容	25
2	2 相談支援の見込量	26
3	3 相談支援の確保策	26

第	6	節 障害児通所・相談支援	26
	1	障害児通所・相談支援の内容	26
	2	障害児通所・相談支援の見込量	27
	3	障害児通所・相談支援の提供体制の確保策	28
第	7	節 自立支援医療	30
第	8	節 補装具	30
第	9	節 地域生活支援事業	31
	1	地域生活支援事業のサービス内容	31
	2	地域生活支援事業のサービス見込量	34
	3	地域生活支援事業サービス見込量の確保策	36
第4	章	計画の推進	37
	1	制度の普及	37
	2	推進体制の整備	37
	3	計画の評価と見直し	37

「障害」の表記について

現在、全国的な傾向として「障害」の害の字をひらがなに改め、「障がい」と表記する自治体が多くなっています。本町では、法律において「障害」の表記がなされているため、原則としてすべての文章で「障害」の表記をしています。国の法制度等で固有名詞として「障がい」の表記が用いられるものについては、「障害」の害の字をひらがなで表記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の概要

計画策定の趣旨と法的根拠

本町は、2005 (平成 17) 年度に「支えあい ともに暮らそう 新たなふるさと大泉」を基本理念とする「第三次大泉町障害者基本計画ーおおいずみ共生プラン2005」を策定し、障害のある人もない人も、新たなふるさととしてともに暮らし続ける大泉町の創造をみんなで進めてきました。

その後、2007(平成19)年3月に障害者自立支援法第88条に位置づけられた「第1期 大泉町障害福祉計画」を策定し、以後計画の分析・評価を行いながら、2009(平成21)年3月に第2期、2012(平成24)年3月に第3期、2015(平成27)年3月に第4期計画を定め、ノーマライゼーション社会を実現すべく障害者施策を推進してきました。

本計画は、「おおいずみまち共生プラン2011-第四次大泉町障害者基本計画-」の基本理念を引き継ぎ、2016(平成28)年3月に策定された「第五次大泉町障害者基本計画」の実現に向け、「第4期大泉町障害福祉計画」の分析・評価を基にさらなる基盤整備や就業支援の強化、地域移行の推進を図るために「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(2005(平成17)年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)」第88条に基づき策定するものです。

さらに、2018(平成30)年4月施行の改正児童福祉法第33条の20により 障害児福祉計画の策定が規定されたことに伴い、本計画の中で第1期障害児福祉計画 として盛り込み、一体化したものとして策定いたします。

2 計画の期間

本計画の計画期間は2018(平成30)年度から2020(平成32)年度の3か年です。

2020(平成 2015(平成 2016(平成 2017(平成 2018(平成 2019(平成 27) 年度 28) 年度 29) 年度 30)年度 32) 年度 31)年度 第五次大泉町障害者基本計画 2016(平成 28)年度~ 2020(平成 32)年度 第4期 第 5 期 大泉町障害福祉計画 大泉町障害福祉計画 第1期

大泉町障害児福祉計画

計画の期間

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」に基づき、「第五次大泉町総合計画」等と整合した計画 として策定した「第五次大泉町障害者基本計画」で定めた施策・事業のうち、療育の 充実、就労支援の充実、自立を支援するための福祉サービスの「実施計画」として策 定します。

第五次大泉町総合計画 第二次大泉町地域福祉計画 第五次大泉町障害者基本計画 (根拠:障害者基本法) 第 5 期 第7期大泉町高齢者保健福祉 大泉町障害福祉計画 計画 (根拠:障害者総合支援法) 第二次元気タウン大泉健康 第1期 21 計画 大泉町障害児福祉計画 (根拠:児童福祉法) 大泉町子ども・子育て支援 事業計画

上位·関連計画等

第2節 計画策定の背景

1 障害者を取り巻く状況

(1) 障害者数の増加・障害の重度化

本町における障害者数(延べ手帳保持者数)は、2017(平成29)年3月末 現在、身体障害者1,201人、知的障害者250人、精神障害者171人、合計1, 622人で、2014(平成26)年3月末と比較すると121人増加しています。 今後も、高齢化などによる障害者数の増加、障害の重度化が見込まれ、また介護者 の高齢化も伴い、これまで以上に障害者施策の充実が求められています。

また、18歳未満の児童についても、療育手帳保持者数が2016(平成28)年度末で82人で、2014(平成26)年度末と比較して10人の増となっており、児童発達支援や放課後等デイサービス等の利用率が増加し、必要とするサービス提供ができる体制の構築が重要となっています。

(2) 障害者の人権尊重

近年の「障害者虐待防止法」の成立、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定など、障害者の人権を尊重し、だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が求められています。その一方で、働く意欲のある障害者が必ずしも働けていないなど、障害者が地域で自立した生活を営むための環境は、まだ十分とはいえない状況です。そのため、障害者が地域で自立して生活し自分らしい生き方ができる社会の実現に向けて、地域での自立した生活を支援することを基本に、利用者が自らの意思により、必要なサービスを利用しながら安心して地域生活を送れ、就労意欲のある人が働ける仕組みづくりが求められます。

(3) ノーマライゼーション理念の浸透

障害の有無にかかわらず、ともに生きる社会を実現するためには、社会を構成するすべての人々が、障害や障害者に対する理解を深め、ノーマライゼーションの理念を社会全体に浸透させることが重要であるが、障害者が地域でいきいきと活動し、安心して地域で暮らせる社会が実現しているとはいいがたい現状です。

ノーマライゼーションの理念実現に向け、施設入所サービスから日中活動サービス、グループホームなどの居住サービスへの移行を進め、障害者の地域生活への移行を促進することが求められています。

2 法改正への対応

第4期大泉町障害福祉計画が策定された2015(平成27)年3月以降、新たな 法律の制定や法改正があり、障害者を取り巻く法律が大きく変化している状況です。 これらの法・理念を踏まえ、障害福祉施策を推進してまいります。

(1)「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立

2013(平成25)年6月に成立、2018(平成30)年4月1日施行(2016(平成28)年4月1日に一部施行)。雇用の分野における障害者に対する差別の禁止及び障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めるとともに、障害者の雇用に関する状況に鑑み、精神障害者を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を定めました。

(2)「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立

2013(平成25)年6月に成立、2016(平成28)年4月1日施行。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等が定められました。

(3)「成年後見制度利用促進法」の成立

2016(平成28)年4月に成立、同年5月13日施行。成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め国の責務等を明らかにし基本方針その他の基本となる事項が定められました。

(4)「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立

2016(平成28)年5月に成立、2018(平成30)年4月1日施行(2016(平成28)年6月3日に一部施行)。障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うこととしました。

- 2018 (平成30) 年4月1日からの改正点
 - (1) 自立生活援助の創設
 - (2) 就労支援定着の創設
 - (3) 高齢障害者の介護サービスの円滑な利用
 - (4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
 - (5) 医療的ケアを要する障害児に対する支援

(5)「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立

2016(平成28)年6月成立、同年8月1日施行。発達障害者の支援の一層の充実を図るため、目的や定義、就労の支援等の所要の改正を行い、基本理念や情報の共有の促進、司法手続における配慮、発達支援センター等による支援に関する配慮、発達障害者支援地域協議会の新設、さらに国及び地方公共団体、国民の責務が追加されることとなりました。

サービスの体系は以下のとおりです。

障害者総合支援法のサービス体系

自立支援給付 訓練等給付 介護給付 ・自立訓練 ・居宅介護 • 就労移行支援 • 重度訪問介護 · 就労継続支援A型 ・行動援護 ·就労継続支援B型 • 同行援護 ・就労定着支援 · 重度障害者等包括支援 · 自立生活援助 ・短期入所 障害のある人 ・共同生活援助(グループホーム) ・療養介護 • 生活介護 • 施設入所支援 自立支援医療 • 更生医療 • 育成医療 相談支援 精神通院医療 • 計画相談支援 • 地域移行支援 • 地域定着支援 補装具 地域生活支援事業 • 相談支援事業 · 意思疎通支援事業 • 移動支援事業 • 日常生活用具給付事業 ・地域活動支援センター事業 ・日中一時支援事業 成年後見制度利用支援事業 • 社会参加促進事業 児童福祉法のサービス体系 ※児童福祉法に基づくサービス • 児童発達支援 ・放課後等デイサービス 保育所等訪問支援 • 医療型児童発達支援 ·居宅訪問型児童発達支援 ·障害児相談支援

第3節 サービスの利用状況

□ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び相談支援の利用状況

各サービスの利用状況は以下のとおりです。(各年度10月を基準月としています)

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護

					平成 2	6 年度	平成 2	7 年度	平成 28 年度		
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	
					人数	時間	人数	時間	人数	時間	
身	体	障	害	者	8	300.5	8	276	6	254. 5	
知	的	障	害	者	7	133	8	132.5	8	111	
精	神	障	害	者	5	41	6	39. 5	8	69. 5	

② 重度訪問介護

					平成 26 年度		平成 2	7 年度	平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	時間	人数	時間	人数	時間
身	体	障	害	者	0	0	0	0	0	0
知	的	障	害	者	0	0	0	0	1	704
精	神	障	害	者	0	0	0	0	0	0

③ 行動援護

					平成 26 年度		平成 2	7 年度	平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	時間	人数	時間	人数	時間
身	体	障	害	者	0	0	0	0	0	0
知	的	障	害	者	1	26. 5	1	29.5	1	30
精	神	障	害	者	0	0	0	0	0	0

④ 同行援護

					平成 26 年度		平成 2	7 年度	平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	時間	人数	時間	人数	時間
身	体	障	害	者	0	0	0	0	0	0
知	的	障	害	者	0	0	0	0	0	0
精	神	障	害	者	0	0	0	0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

					平成 2	6 年度	平成 2	7 年度	平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	時間	人数	時間	人数	時間
身	体	障	害	者	0	0	0	0	0	0
知	的	障	害	者	0	0	0	0	0	0
精	神	障	害	者	0	0	0	0	0	0

(2)日中活動系サービス

① 生活介護

					平成 2	6 年度	平成 2	7 年度	平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	日数	人数	日数	人数	日数
身	体	障	害	者	18	357	19	351	23	382
知	的	障	害	者	35	749	37	782	38	749
精	神	障	害	者	1	5	4	20	3	43

② 自立訓練(機能訓練)

					平成 26 年度		平成 2	7 年度	平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	日数	人数	日数	人数	日数
身	体	障	害	者	2	12	1	7	0	0
知	的	障	害	者	0	0	0	0	0	0
精	神	障	害	者	0	0	0	0	0	0

③ 自立訓練(生活訓練)

					平成 2	6 年度	平成 2	7 年度	平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	日数	人数	日数	人数	日数
身	体	障	害	者	0	0	0	0	0	0
知	的	障	害	者	0	0	1	31	0	0
精	神	障	害	者	0	0	1	31	2	38

[※]宿泊型自立訓練含む。

④ 就労移行支援

					平成 2	6 年度	平成 2	7 年度	平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	日数	人数	日数	人数	日数
身	体	障	害	者	0	0	0	0	0	0
知	的	障	害	者	3	67	3	67	4	82
精	神	障	害	者	2	45	1	21	4	45

⑤ 就労継続支援A型(雇用型)

				平成 26 年度		平成 2	平成 27 年度		平成 28 年度	
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	日数	人数	日数	人数	日数
身	体	障	害	者	0	0	0	0	1	20
知	的	障	害	者	1	22	1	22	1	20
精	神	障	害	者	0	0	2	41	0	0

⑥ 就労継続支援B型(非雇用型)

		平成 26 年度		平成 2	平成 27 年度		平成 28 年度			
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	日数	人数	日数	人数	日数
身	体	障	害	者	4	70	4	68	4	63
知	的	障	害	者	10	199	13	253	17	329
精	神	障	害	者	11	180	15	230	8	146

⑦ 療養介護

		平成 26 年度		平成 2	7 年度	平成 28 年度				
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	日数	人数	日数	人数	日数
身	体	障	害	者	0	0	3	91	3	79
知	的	障	害	者	2	62	2	62	2	62
精	神	障	害	者	0	0	0	0	0	0

⑧ 短期入所

		平成 26 年度		平成 2	平成 27 年度		平成 28 年度			
					実利用	実利用	実利用	実利用	実利用	実利用
					人数	日数	人数	日数	人数	日数
身	体	障	害	者	1	2	2	7	0	0
知	的	障	害	者	3	21	2	16	2	16
精	神	障	害	者	0	0	0	0	1	6

(3) 居住系サービス

① 共同生活援助(グループホーム)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			
					実利用人数	実利用人数	実利用人数
身	体	障	害	者	0	0	0
知	的	障	害	者	14	14	15
精	神	障	害	者	5	7	8

② 施設入所支援

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度			
					実利用人数	実利用人数	実利用人数
身	体	障	害	者	10	10	12
知	的	障	害	者	25	24	26
精	神	障	害	者	0	0	0

(4)相談支援

事業名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	
争未有	実利用人数	実利用人数	実利用人数	
計画相談支援	25	21	33	
地域移行支援	0	1	0	
地域定着支援	0	0	0	

2 障害児支援サービスの利用状況

事 業 名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
児童発達支援	人日	104.5	116	171.4
放課後等デイサービス	人日	31.8	58	311.8
保育所等訪問支援	人日	0	0	0
障害児相談支援	人	0.9	1.3	2.5

- ※単位は年間を通じての月平均値
- ※「人」=「月間の利用人員」
- ※「人日」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

3 その他のサービスの利用状況

その他のサービスのうち、地域生活支援事業の利用状況は以下のとおりです。

サービスごとの利用状況

	事業名	単位	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
扣纱士捋审:	₩	利用者数	55	47	50
相談支援事業	₹	延利用件数	394	339	533
意思疎通	手話通訳者派遣事 業	延利用者数	32	24	30
支援事業	要約筆記者派遣事 業	延利用者数	0	0	0
	介護·訓練支援用 具	件数	3	1	6
	自立生活支援用具	件数	4	2	4
日常生活 用具給付等	在宅療養等支援用 具	件数	4	1	3
事業	情報·意思疎通支 援用具	件数	1	7	3
	排泄管理支援用具	件数	553	579	609
	居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件数	0	0	0
移動支援事業	₩.	利用者数	10	10	7
	₹	延利用時間	537.5	276.5	256.7
	爰センター事業	実施箇所数	1	1	1
地域沿到文章	及じノア サ木	利用者数	12	11	10
日中一時支持	本 本	利用者数	3	3	2
日中 时久1	及尹未	延利用日数	37	34	83
生活サポート	·事業	利用者数	0	0	0
社会参加	自動車運転免許 取得助成	利用者数	1	1	0
促進事業	自動車改造助成	利用者数	0	1	1
成年後見制原	度利用支援事業	利用者数	0	0	0

[※]地域活動支援センターの利用者数は各年度 10 月の実利用者数

第2章 計画の基本的な考え方

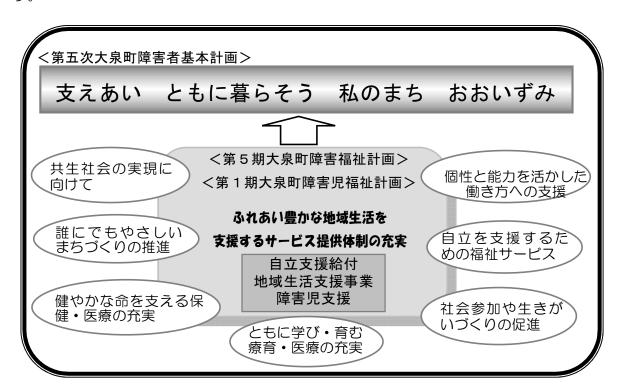
第1節 基本理念

ふれあい豊かな地域生活を支援する サービス提供体制の充実

本町が目指す将来像「ずっと住みたい私のまち おおいずみ」(第五次大泉町総合計画)をノーマライゼーションの理念に基づいて実現していくことが求められています。

「第五次大泉町障害者基本計画」では前計画の基本理念を引き継ぎ「支えあい ともに暮らそう 私のまち おおいずみ」とし、障害のある人もない人も、ともに暮らし続けられる大泉町の創造に努めてきました。

第5期障害福祉計画の基本理念も前期計画を引き継ぎ「ふれあい豊かな地域生活を支援するサービス提供体制の充実」とします。障害者がサービスを利用することで、地域での暮らしに生きがいを感じ、豊かな暮らしがおくれるように支援します。それにより、本町で暮らすすべての人が、支えあい、ともに暮らすまちの実現を目指します。



第2節 基本方針

(1) ふれあい豊かな地域生活を支援

ノーマライゼーションの理念の下、障害者一人ひとりのニーズにあった福祉サービスにより、生きがいのある暮らしとふれあい豊かな生活が送れるよう支援します。

(2) サービス提供体制の充実

地域でともに支えあい暮らし続けられるように、障害福祉サービス提供体制の充 実及び地域のサービス拠点づくりなど、地域の社会資源を充実させ、最大限に活用 していきます。

(3) 障害児の健やかな育成のための支援

障害児のライフステージに沿って、切れ目の無い一貫した支援を提供できる体制を構築し、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう支援します。

第3節 2020(平成32)年度の数値目標

1 障害者数の推計

2016 (平成28) 年度末現在の本町の障害者数(延べ手帳所持者数) は 1,62 2人です。2017 (平成29) 年度末には 1,655人になり、2020 (平成32) 年度末には 1,766人になることが見込まれます。

障害者 (児)数の推計

障害者数の実績

	単位	2014(平成 26) 年度	2015(平成 27) 年度	2016(平成 28) 年度
身体障害者	人	1, 185	1, 187	1, 201
知的障害者	人	232	233	250
精神障害者	人	139	153	171
合計	人	1, 556	1, 573	1,622

障害者数の見込

	単位	2017(平成 29) 年度	2018(平成 30) 年度	2019(平成 31) 年度	2020(平成 32) 年度
身体障害者	人	1, 209	1, 217	1, 225	1, 233
知的障害者	人	259	268	278	288
精神障害者	人	187	205	224	245
合計	人	1, 655	1, 690	1, 727	1, 766

※2014(平成26)年度~2016(平成28)年度の実績から推計

2 2020 (平成32) 年度の数値目標

施設入所者の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築等を計画的に進めるために、2020(平成32)年度の数値目標を以下のように設定します。

(1) 入所施設の入所者の地域生活への移行

〇目標値の設定

項目	数值	考え方
2016 (平成28) 年度末時点 の施設入所者数	38 人	2016(平成28)年度末時点の利用人員とする。
2020(平成32)年度末 【目標値】 地域生活移行者数	4人	施設からグループホームや一般住宅等に移行する者の数。 2016(平成28)年度末時点における施設入所者の9%以上が2020 (平成32)年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。
2020(平成32)年度末における施設入所者数	37 人	2020(平成32)年度末までに新たに施設入所を利用する人員を見込む
【目標値】 施設入所者数の削減	1人	2020 (平成32) 年度末時点での施設入所者の削減目標数。 2016 (平成28) 年度末時点と比較して2%以上の削減することを基本とする。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〇 目標値の設定

項目	数值	考え方
市町村ごとの保健、医療、福祉関	1 箇所	2020(平成32)年度末までに全
係者による協議会の場の設置		ての市町村ごとに協議会やその専門部
		会などの保健、医療、福祉関係者によ
		る協議会の場を設置することを基本と
		する。

(3)地域生活支援拠点の整備

〇目標値の設定

項目	数值	考え方
地域生活支援拠点等の数	1箇所	障害者の地域生活を支援する機能を持った拠点の数。
		2020(平成32)年度末までに市 町村又は圏域に少なくとも1か所を整
		聞付えば 間付えば は は は は は に 少な く こも 「か 所を整 に する。

(4) 福祉施設利用者の一般就労への移行

〇目標値の設定

項目	数值	考え方
【実績】	1人	福祉施設の利用者のうち、就労移行支
2016(平成28)年度の一般		援事業(生活介護、自立訓練、就労移
就労への移行者数		行支援、就労継続支援)を通じて、2
		016(平成28)年度において一般
		就労した人の数
【実績】	2 人	2016 (平成28) 年度末における
2016(平成28)年度の就労		就労移行支援事業の利用者数
移行支援事業の利用者数		
2020(平成32)年度末		福祉施設の利用者のうち、就労移行支援
【目標】①	3 人	事業所を通じて、2020(平成32)
2020(平成32)年度の一		年度までに一般就労する人の数。
般就労移行者数		2016(平成28)年度の移行実績の
		1.5 倍以上とすることを基本。
【目標】②	6人	2020(平成32)年度末における就
就労移行支援事業の利用者数		労移行支援事業の利用者数。
		2016(平成28)年度末における利
		用者数の2割以上増加することを目指
		ਰ _。
【目標】③	5割以	就労移行支援事業所のうち、就労移行率
就労移行率が30%以上の就	上	が3割以上の事業所を全体の5割以上
労移行支援事業所の割合		とすることを目指す。
【目標】④	8割以	2020(平成32)年度末までに、就
支援を開始した時点から1年後	上	労定着支援事業を開始した日から 1 年
の職場定着率の割合		後の職場定着率
		就労定着支援事業による支援を開始し
		た日から 1 年後の職場定着率の8割以
		上とすることを目指す。

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

〇目標値の設定

項目	数值	考え方
【目標①】 児童発達支援センターの設置	1 箇所	2020(平成32)年度までに、各市町村又は圏域で1箇所以上。
【目標②】 保育所等訪問支援事業の実施	1 箇所	2020(平成32)年度までに、各市町村において、保育所等訪問支援事業が利用できる体制を構築する。少なくとも1箇所以上を確保することを基本とする。
【目標③】 児童発達支援事業所及び放課 後デイサービス事業所の確保	1 箇所	2020(平成32)年度末までに各市町村及び圏域において、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保することを基本とする。
【目標④】 医療的ケア児支援のための関 係機関の協議の場の設置	1 箇所	2018(平成30)年度末までに各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

第3章 サービス必要量の見込み

第1節 サービス区分

障害者総合支援法によるサービスは大きく分けて「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障害者への総合的な支援を実施します。「自立支援給付」は、介護支援のための「介護給付」や、自立訓練や就労移行支援のための「訓練等給付」などの「障害福祉サービス」と「相談支援」「自立支援医療」「補装具」となります。サービスを「訪問系」「日中活動系」「居住系」に分け、必要に応じて選択し、組み合わせて利用する仕組みで、「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするサービスです。

さらに本年度から児童福祉法改正による障害児の福祉サービスも組み込むこととしました(別表)。

サービスの区分

	自立支援給付 区分			44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.44.
介護給付		介護給付	訓練等給付	地域生活支援事業
	訪問系	・居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援		
障害福祉サービス	日中活動系	生活介護療養介護短期入所	・自立訓練(機能訓練) ・自立訓練(生活訓練) ・就労移行支援 ・就労継続支援A型 (雇用型) ・就労継続支援B型 (非雇用型) ・就労定着支援	
	居住系	• 施設入所支援	・共同生活援助 (グループホーム)・宿泊型自立訓練・自立生活援助	
援	相談支	計画相談支援地域移行支援地域定着支援		
		自立支援医療		
		補装具		
7 0 11	そ の 也			 ・相談支援 ・意思疎通支援 ・日常生活用具給付 ・移動支援 ・地域活動支援センター ・日中一時支援 ・社会参加促進 ・成年後見制度利用支援

障害児福祉サービス区分

児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、 居宅訪問型児童発達支援、障害児相談支援

第2節 訪問系サービス

訪問系サービスは、主に在宅で訪問を受け利用するサービスです。

1 訪問系サービスの内容

(1) 居宅介護 [介護給付]

自宅で介護が必要な人に対し、自宅で入浴や排泄、食事等の介護を行います。

(2) 重度訪問介護 [介護給付]

重度の肢体不自由者等で常に介護が必要な人などを対象に、自宅において入浴、 排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

(3) 行動援護 [介護給付]

知的障害や精神障害により行動上の障害がある人などを対象に、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。

(4) 同行援護[介護給付]

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人を対象に、外出時に同行して、移動に必要な情報の提供や移動の援護など必要な支援を行います。

(5) 重度障害者等包括支援[介護給付]

寝たきり状態などの介護の必要性がとても高い人などを対象に、居宅介護などの 複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。

2 訪問系サービスの見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
居宅介護	時間	517	555	594
重度訪問介護	時間	656	656	656
行動援護	時間	24	24	24
同行援護	時間	0	0	0
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0

[※]単位は年間を通じての月平均値

^{※「}時間」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用時間数」

3 訪問系サービス見込量の確保策

□ 必要な訪問系サービスを障害の種別を問わずに支給します。
 □ 利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。
 □ 利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
 □ 居宅介護・重度訪問介護・行動援護は町内の既存のサービス提供事業所を中心にサービスを提供します。
 □ 同行援護・重度障害者包括支援は、町内外のサービス提供事業所の動向等を把握しながら、必要に応じてサービス提供事業所の確保を図ります。

第3節 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。

□ サービス事業者の質の向上が図れるような体制の整備に努めます。

1 日中活動系サービスの内容

(1) 生活介護 [介護給付]

地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な人に対し、食事や 入浴、排泄等の介護や、軽作業等の生産活動や創作的活動の機会を提供するなど、 身体能力、日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・身体機能の状態から、在宅生活を維持することが困難であり、施設に入所して介護を受けながら安定した生活をしたい人。
- 病院は退院したが、介護等の支援が必要なため、直接地域生活へ移行することには、不安がある人。
- 訓練施設を利用していたが、障害の状態が悪化し、介護が必要な状態になった人。

(2) 自立訓練(機能訓練)[訓練等給付]

地域生活を営む上で、一定の支援が必要な身体障害者に対し、身体能力・生活能力の維持・向上等のための歩行訓練や家事等の訓練を行います。また、日常生活上の相談支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・施設を退所し、地域生活へ移行するため、日常生活上の実践的なトレーニングを受けたい人。
- 特別支援学校を卒業し、就労したいと考えているが、障害の状態から作業を こなせるかどうか不安な人。
- ・病院で一通りのリハビリテーションは行ったが、地域において実生活を送る 上では、家事等にまだ不安がある人。

(3) 自立訓練(生活訓練)[訓練等給付]

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や 家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談 支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向 けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・施設を退所し、地域生活を送る上で、日常生活を営むための準備を行いた い人。
- 長期間入院していたため、食事等の家事を行えない人。
- 特別支援学校を卒業し、就労したいと考えているが、障害の状態から職場 環境に適合できるかどうか不安な人。

(4) 就労移行支援 [訓練等給付]

一般就労等を希望している人に対し、事業所内での作業や実習、適性にあった職場探しなど、就労と職場定着に必要な支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 特別支援学校を卒業したが、就労に必要な体力や準備が不足しているため、 これらを身につけたい人。
- ・就労していて、体力や職場の適性などの理由で離職したが、再度、訓練を 受けて、適性に合った職場で働きたい人。
- 施設を退所し、就労したいが、必要な体力や職業能力等が不足しているため、これらを身につけたい人。

(5) 就労継続支援A型(雇用型)[訓練等給付]

一般企業での就労が困難な人等に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産 活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 特別支援学校を卒業して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力 や職業能力が不足している人。
- 一般就労していて、体力や能力などの理由で離職したが、再度、就労の機会を通じて、能力等を高めたい人。
- ・施設を退所して就労を希望するが、一般就労するには必要な体力や職業能力が不足している人。

(6) 就労継続支援B型(非雇用型)[訓練等給付]

一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人等に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識・能力向上のための訓練など、就労に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 就労移行支援事業を利用したが、必要な体力や職業能力の不足等により、就労に結びつかなかった人。
- 一般就労をしていて、年齢や体力などの理由で離職したが、生産活動を続けたい人。
- 施設を退所するが、50歳に達しており就労は困難な人。

(7) 就労定着支援 [訓練等給付]

一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

・ 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境 変化により生活面の課題が生じる人。

(8)療養介護[介護給付]

病院等への長期の入院による医療的ケアと常時の介護を必要とする人に対し、病院等において食事や入浴等の介護を行うとともに、日常生活上の相談支援やレクリエーション活動等の社会参加活動支援、声かけ等のコミュニケーション支援など、身体能力や日常生活能力の維持・向上に向けた支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人。
- ・入院医療に加え、常時の介護が必要な筋ジストロフィー症患者。
- ・入院医療に加え、常時の介護が必要な重症心身障害者。

(9) 短期入所 [介護給付]

自宅で介護する人が病気などの場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、 食事の介護等を行います。

2 日中活動系サービスの見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
生活介護	人日	1, 257	1, 257	1, 219
自立訓練(機能訓練)	人日	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人日	23	23	0
就労移行支援	人日	77	92	92
就労継続支援 A 型(雇用型)	人日	98	98	98
就労継続支援 B 型(非雇用型)	人日	657	657	657
就労定着支援	人	3	5	8
療養介護	人	6	6	6
短期入所	人日	41	41	41

- ※単位は年間を通じての月平均値
- ※「人」=「月間の利用人員」
- ※「人日」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

3 日中活動系サービス見込量の確保策

- □ 利用者のニーズに応じたサービス提供体制の確保を図り、地域においては身近な場所での利用が可能となるよう努めます。
- □ 利用者のサービス選択の幅が広がるよう情報提供を行います。
- □ 生活介護については、町内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、指定通所介護事業所においても基準外生活介護としてサービスを提供します。また、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。
- □ 自立訓練については、町外のサービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に 応じ利用者に向けた情報提供等を行います。
- □ 療養介護については、町外のサービス提供事業所の動向に合わせ、利用可能な事業所の確保とその周知を図ります。
- □ 短期入所については、町内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障害のある 人を介護・療育する家庭等の負担を軽減するためにも一時的・緊急的に利用できる 短期入所の充実を図ります。
- □ 障害のある人の就労については、必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との 連絡調整を図りながら一般就労への移行・定着を支援します。
- □ 障害のある人の雇用推進及び工賃倍増を図るため、受注機会を拡大することについて、取り組みを進めます。

第4節 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場を提供するサービスです。

1 居住系サービスの内容

(1) 自立生活援助「訓練等給付]

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対 応により必要な支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

・入所施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する人。

(2) 共同生活援助 (グループホーム) [訓練等給付]

地域生活を営む上で支援を必要とする人に対し、共同生活の場において、食事や 入浴、排泄等の介護や相談支援を行うとともに、就労移行支援事業所等の関係機関 との連絡調整を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- ・単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら、地域の中で暮らしたいと考えている人。
- ・一定の介護が必要であるが、施設ではなく、地域の中で暮らしたい人。
- 施設を退所して、地域生活へ移行したいが、いきなりの単身生活には不安がある人。

(3) 施設入所支援[介護給付]

施設に入所している人に、入浴や排泄、食事の介護などの支援を行います。

(4) 宿泊型自立訓練「訓練等給付]

地域生活を営む上で一定の支援が必要な知的障害者・精神障害者に対し、食事や 家事等の日常生活能力を向上するための支援を行います。また、日常生活上の相談 支援や関係サービス機関との連絡調整等の支援を行うなど、地域生活への移行に向 けた支援を行います。

2 居住系サービスの見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
自立生活援助	人	0	1	1
共同生活援助(グループホーム)	人	31	35	40
施設入所支援	人	40	39	37
宿泊型自立訓練	人	3	2	0

[※]単位は年間を通じての月平均値

3 居住系サービス見込量の確保策

- □ 地域生活への移行の観点から、町内外のグループホーム利用を促進するとともに、 社会福祉法人等が新規参入しやすいよう、必要に応じ支援を行います。
- □ 施設入所支援については、施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要 な実施体制と見込量の確保に努めます。
- □ 宿泊型自立訓練については近隣のサービス提供事業所と連携し、利用者に向けた 情報提供をするなど、サービスの利用を促進します。

^{※「}人」=「月間の利用人員」

第5節 相談支援

サービス(自立支援給付)の利用決定プロセスに位置付けられ、総合的相談支援を 行います。2012(平成24)年4月に「地域相談支援」が制度化され、「地域相 談支援」は入所施設等から地域生活移行する人の支援「地域移行支援」と地域移行し た単身者等を支援する「地域定着支援」となります。

相談支援の内容

(1)計画相談支援

障害福祉サービスの利用にあたり、個々のニーズや状態に応じて、必要なサービ スが利用できるようケアマネジメントを行います。制度改正により2012(平成 24) 年4月から、きめ細かく支援するために利用者全員の計画相談を実施するこ とになりました。

受 付 計サ ビ支 ビ支 こス等利用計入給決定後 ス等利田へ給決定は 害支援区分の 画丨 案ビ 申 のス 作等 用時 請 計の 計の 成利 画サ 画 用 + 認 一定期間ごとの 支給決定時から モニタリング ケアマネジメント を実施

サービス支給決定のプロセス

(2) 地域移行支援

入所施設や病院に長期入所等している人が地域での生活に移行するための準備に 必要な同行支援・入居支援等を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 障害者支援施設等に入所している障害者や精神科病院に入院している精神 障害者。
- 退所・退院後の住居を確保するための支援が必要な人。
- ・地域生活に移行するための、地域での体制整備や調整が必要な人。

(3)地域定着支援

居宅でひとり暮らしをしている人に対して、夜間等も含め緊急時における連絡・ 相談等の必要な支援を行います。

【具体的な利用者のイメージ】

- 施設・病院から退所・退院した人。
- ・家族との同居からひとり暮らしに移行した人。
- 地域生活が不安な人。

2 相談支援の見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
計画相談支援	人	16	16	16
地域移行支援	人	0	0	1
地域定着支援	人	0	0	1

[※]単位は年間を通じての月平均値

3 相談支援の確保策

- □ 障害特性や個々のニーズに配慮した、よりきめ細やかな相談支援を行うため、大 泉町障害者相談支援センターの充実を図るとともに、様々な社会資源を活用しなが ら、身近な相談支援の基盤整備に取り組みます。
- □ 事業者に対し相談支援に係る新たな制度の周知を行い、円滑な新規事業への移 行を促進しサービスの供給体制の整備を行います。
- □ 利用者に対し、広報紙やホームページなどを通じて新たな制度の周知を行い、 障害のある人やその家族に対する相談支援体制の充実に努めていきます。

第6節 障害児通所・相談支援

1 障害児通所・相談支援の内容

(1) 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

^{※「}人」=「月間の利用人員」

(2) 放課後等デイサービス

放課後等に施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。

(3) 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

(4) 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行います。

(5) 居宅訪問型児童発達支援

重度の障害等により外出が困難な障害児に対する居宅を訪問し発達支援を行います。

(6) 障害児相談支援

障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案の作成を行います。 また、給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成を行います。 す。

2 障害児通所・相談支援の見込量

事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
児童発達支援	人日	172	172	158
放課後等デイサービス	人日	607	691	733
保育所等訪問支援	人日	2	2	2
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	5
障害児相談支援	人	4	4	4

[※]単位は年間を通じての月平均値

^{※「}人」=「月間の利用人員」

^{※「}人日」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

3 障害児通所・相談支援の提供体制の確保策

障害児については、子ども・子育て支援法第2条第2項において、「子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない」と規定されていること及び同法に基づく教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図っていきます。

サービス別見込量一覧

	事業名	単位	2018(平成 30)年度	2019(平成 31)年度	2020(平成 32)年度
1	訪問系サービス				
	居宅介護	時間	517	555	594
	重度訪問介護	時間	656	656	656
	行動援護	時間	24	24	24
	同行援護	時間	0	0	0
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
2	日中活動系サービス				
	生活介護	人日	1, 257	1, 257	1, 219
	自立訓練(機能訓練)	人日	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人日	23	23	0
	就労移行支援	人日	77	92	92
	就労継続支援A型(雇用型)	人日	98	98	98
	就労継続支援B型(非雇用型)	人日	657	657	657
	就労定着支援	人	3	5	8
	療養介護	人	6	6	6
	短期入所	人日	41	41	41
3	居住系サービス				
	自立生活援助	人	0	1	1
	共同生活援助(グループホーム)	人	31	35	40
	施設入所支援	人	40	39	37
	宿泊型自立訓練	人	3	2	0
4	相談支援				
	計画相談支援	人	16	16	16
	地域移行支援	人	0	0	1
	地域定着支援	人	0	0	1
5	障害児通所・相談支援				
	児童発達支援	人日	172	172	158
	放課後等デイサービス	人日	607	691	733
	保育所等訪問支援	人日	2	2	2
	医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	5
	障害児相談支援	人	4	4	4

- ※単位は年間を通じての月平均値
- ※「時間」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用時間数」
- ※「人」=「月間の利用人員」
- ※「人日」=「月間の利用人員」×「1人1月当たりの平均利用日数」

第7節 自立支援医療

心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する 公費負担医療制度です。

第8節 補装具

補装具(義肢、装具、車いす等の障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたり継続して使用されるものなど)の購入や修理に要した費用の9割を補装具費として支給します。

第9節 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が障害福祉サービス等を利用しながら、地域で 自立した生活ができるよう、各種の相談や必要な情報の提供と助言、虐待の防止等の ための権利擁護、また意思疎通や移動を円滑にするための支援などを、町などが自主 的に行う事業です。

I 地域生活支援事業のサービス内容

(1)相談支援事業

障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、障害者等や 保護者、介護者などからの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等や権利擁護 のために必要な援助を行います。

相談支援における町と県の役割分担

《 **町** 》

《県》

一般的な相談支援

- 相談、情報提供 助言、連 絡調整等
- 地域のネットワーク作り

専門的・広域的な支援

- 基盤整備
- ・高い専門性や広域的対応を要するもの
- ・当面、市町村では十分確保 できない場合があるもの
- ・ 障害児等の療育支援

① 障害者相談支援事業

福祉サービスに関する相談や情報提供など、福祉サービスを利用するにあたっての必要な支援を行うとともに、虐待の防止やその早期発見、権利擁護のために必要な援助などを行います。

また、実施にあたっては、館林市など1市5町の広域で地域自立支援協議会を 共同設置し、中立・公平な相談支援事業を実施するとともに、地域の関係機関の 連携強化などを推進します。

② 市町村相談支援機能強化事業

専門的な相談支援等を必要とするときに対応できるよう、社会福祉士、保健師、 精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談機能をより強化・充実します。

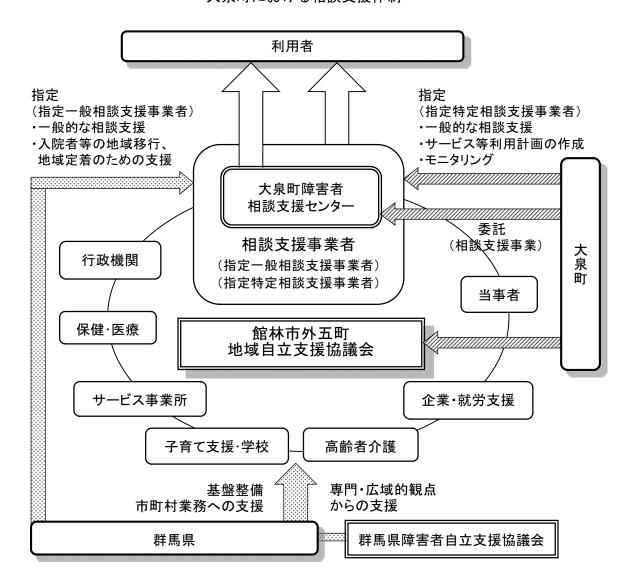
③ 成年後見制度利用支援事業(手続き等の支援)

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者または精神障害者が、成年 後見制度を利用するときに必要な手続き等の支援を行います。

④ 住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由 により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うととも に、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

大泉町における相談支援体制



(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支 障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑に するための支援を行います。

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障害者、知的障害者、精神障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付または貸与するなど、日常生活の支援を行います。

(4)移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すために、屋外での移動が困難な障害者などに対し、外出のための支援を行います。

(5) 地域活動支援センター事業

基礎的事業として、利用者に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行います。また機能強化事業として、専門職員の配置や小規模作業所による援護事業を行います。

地域活動支援センター機能強化事業のタイプ別事業内容

機能強化事業の タイプ	事業内容	利用者数の 基準
1. 地域活動支援	専門職員(精神保健福祉士等)を配置	1日当たりの実
センター I 型	し、医療・福祉、地域の社会基盤との	利用人員が概ね
	連携強化のための調整や地域住民ボラ	20 名以上。
	ンティア育成、障害に対する理解の促	
	進を図るための普及啓発等の事業を実	
	施する。	
2. 地域活動支援	地域において雇用・就労が困難な在宅	1日当たりの実
センター Ⅱ 型	障害者に対し、機能訓練、社会適応訓	利用人員が概ね
	練、入浴等のサービスを実施する。	15 名以上。
3. 地域活動支援	小規模作業所としての実績を概ね5年	1日当たりの実
センターⅢ型	以上有し、安定的な運営が図られてい	利用人員が概ね
	る作業所が、地域の障害者を対象に通	10 名以上。
	所による援護事業を実施する。	

(6)日中一時支援事業

障害者等が日中に活動できる場の確保と障害者等の家族の就労支援、また介護者の一時的な休息を確保するために、一時的な見守り等の支援が必要と町が認めた障害者等に対し、サービス提供事業所や障害者支援施設等において、日中の見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。

(7) 社会参加促進事業

障害者の社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造に要する費用の一部を助成する自動車運転免許取得・改造助成事業を行います。

(8) 成年後見制度利用支援事業(費用等の支援)

成年後見制度による支援が必要であるが、申立てをする親戚がいないため、制度の利用が難しい知的または精神の障害者に対し、必要と認められた場合、町長が申立人となり、申立てにかかる費用及び裁判所が選定した後見人の報酬の全部または一部を助成します。

地域生活支援事業の見込量

	_		ログエルス版を木や地に里						
	事業名		2018(平成30)年度		2019(平成31)年度		2020(平成32)年度		
			実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	
	(1)理解促進研修・啓発事業 ※実施の有無を記載		実施		実施		実施		
	(2)自発的活動支援事業		実施		実施		実施		
		※実施の有無を記載	大旭		大爬		天旭		
	(3)相談支援事業								
		①障害者相談支援事業	1		1		1		
		基幹相談支援センター	41	無		黒		無	
		※設置の有無を記載	,711X		<i>/</i> ///		<i>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</i>		
		②基幹相談支援センター等機能強化	実施		実施		実施		
,	ļ	事業							
		③住宅入居等支援事業	実施		実施		実施		
L		※実施の有無を記載							
	(4	4)成年後見制度利用支援事業		0		0		1	
	(5) 成年後見制度法人後見支援事業 ※実施の有無を記載		実施		実施		実施		
L									
	((6) 意思疎通支援事業							
		①手話通訳者・要約筆記者派遣事業		27		27		27	
	ŀ	※実利用見込み件数を記載							
		②手話通訳者設置事業	1		1		1		
L		※実設置見込み者数を記載							

※単位は年間の総量

事業名	2018(平成30)年度		2019 (平	成31)年度	2020(平成32)年度		
# 未 石	実施見込箇所数	見込箇所数 実利用見込者数		実利用見込者数	実施見込箇所数	実利用見込者数	
(7)日常生活用具給付等事業 ※給付等見込件数を記載							
①介護·訓練支援用具 3				3	4		
②自立生活支援用具	3		;	3	4		
③在宅療養等支援用具	2		;	3	3		
④情報·意思疎通支援用具	3			1	4		
⑤排泄管理支援用具	635		66	31	687		
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	0)	0		
(8)手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込者数 (登録見込み者数)を記載		17		17		17	
(9)移動支援事業 ※「実利用見込み者数」欄に、 実利用見込者数、延利用見 込時間数の順に記載		7 250		7 250		7 250	
(10) 地域活動支援センター ※他市町村に所在する地域 活動支援センターを利用	1	11	1	11	1	11	
する者がいる場合は、上段 に自市町村分、下段に他市 町村	3	11	3	13	3	15	

※(7)日常生活用具給付等事業を除き、単位は年間を通じての月平均値

3 地域生活支援事業サービス見込量の確保策

□ 相談支援事業については、館林市外五町地域自立支援協議会を中心にサービス提 供事業所と連携し、円滑な相談体制の整備を進めます。また、『広報おおいずみ』『大 泉町ホームページ』などを活用し、大泉町障害者相談支援センターの周知と利用の 促進を行います。 □ 意思疎通支援事業については、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通 訳者設置事業を県に委託しサービスを提供します。 □ 日常生活用具給付等事業については、障害者の自立生活に資するため、サービス の周知と日常生活支援用具等の情報を提供するとともに毎年予算を確保するよう努 めます。また、障害者と介護者が容易かつ適切に利用できるよう使用方法や修理な ど情報提供や相談の充実を図ります。 □ 移動支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス提供 体制を整えるとともに、サービスの周知を充実するなど利用を促進します。 □ 地域活動支援センター事業については、Ⅲ型として指定管理者制度により適正な 管理運営のできる法人へ事業委託し、機能の強化・充実を行います。 □ 日中一時支援事業については、必要に応じてサービスを提供できるようサービス 提供体制を整えるとともに、サービスの周知を充実するなど利用を促進します。 □ 社会参加促進事業については、障害者の自立に向けた支援策として、毎年予算を 確保するよう努めるとともに、制度の利用を促進するため、『広報おおいずみ』『大 泉町ホームページ』等を活用し、制度の周知を図ります。 □ 成年後見制度利用支援事業については、障害者の権利擁護の支援策として、毎年 予算を確保するよう努めるとともに、権利擁護の啓発を図ります。

第4章 計画の推進

1 制度の普及

『広報おおいずみ』『大泉町ホームページ』などを活用し、制度の利用方法などについて、広く周知します。

2 推進体制の整備

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化するとともに、保健・医療・福祉部門の関係団体や企業、ハローワークなどの雇用関連機関、サービス事業者などと連携しながら進めます。また、すべての住民が障害や障害のある住民に対する正しい理解と認識を深め、支えあって暮らせる様に啓発に取り組みながら進めます。

3 計画の評価と見直し

より実情にあったサービス提供体制を整備するため、年度ごとにサービス見込量等について、利用者及び事業者の視点を十分に踏まえて達成状況について分析、評価を行い、その結果に基づいて必要な対策や見直しを実施します。



第5期大泉町障害福祉計画 及び 第1期大泉町障害児福祉計画

平成30年3月

発 行:大泉町

編 集:大泉町社会福祉部 福祉課

〒370-0523 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田 2465 番地大泉町保健福祉総合センター

TEL 0276-55-2631

FAX 0276-62-2108